

(公 印 省 略)
建 指 第 1365 号
令 和 3 年 8 月 2 日

関係土木事務所まちづくり参事
県内特定行政庁建築主務部（局）長
兵庫県内を業務区域とする指定確認検査機関 代表者
公益社団法人兵庫県建築士会 会長
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会 会長
一般社団法人兵庫県建設業協会 会長

様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

コンクリート工法に関する指導要綱第5第3号ただし書に規定する特に
知事が必要でないとする者について（通知）

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととするので通知します。

記

- 1 コンクリート工法に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第5第3号ただし書中「特に知事が必要でないとする者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 一級建築士であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
 - (2) 1級建築施工管理技士であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
 - (3) 二級建築士（昭和38年以前に登録を受けた者に限る。）であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
 - (4) コンクリートに関する博士又は修士の学位を有する者
 - (5) コンクリートに関する技術士
 - (6) コンクリート主任技士（公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート主任技士試験に合格し、同会の登録を受けた者をいう。）
 - (7) 大阪府又は大阪府内建築行政連絡協議会が既に実施した「コンクリート工法に関する指導要綱」又は「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づく研修を修了した者
- 2 前項第1号から第6号までの規定により研修を受講しない者が工事監理者、工事監

理実務者、工事施工者又は工事施工管理実務者となる場合にあっては、要綱第4に規定する計画書を提出する際に、研修登録番号の記載に代えて、別紙様式による「コンクリート工事に関する実務従事期間及び資格・学位についての申告書」及び前項第1号から第6号までの規定に該当することを証する免許証、学位記等の写しを提出するものとする。

3 この通知は、令和3年10月1日から施行する。

4 「コンクリート工法に関する指導要綱」の運用について（昭和57年4月30日付け建指第65号 兵庫県都市住宅部建築指導課長通知）は廃止する。

【問合せ先】

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課
防災耐震班 海原

TEL : 078-362-3635

FAX : 078-362-4455

E-mail : Hidemasa_Kaihara@pref.hyogo.lg.jp

(別紙様式)

コンクリート工事に関する実務従事期間 及び 資格・学位 についての申告書

氏 名			
生 年 月 日		年 月 日生	
現 住 所			
最 終 学 歴			
資格 免許等	資格免許の名称		
	登録番号等	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
鉄筋コンク リート造 又は 鉄骨鉄筋コ ンクリート 造の建築物 の工事実務 経験	工事名及び 業務内容	実務に従事した期間	期間の合計
	(工事監理・施工管理)	年 月～ 年 月	年 か月
	(工事監理・施工管理)	年 月～ 年 月	年 か月
	(工事監理・施工管理)	年 月～ 年 月	年 か月
	(工事監理・施工管理)	年 月～ 年 月	年 か月
		合計	年 か月
建築主事 様 指定確認検査機関 様		年 月 日	
上記のとおり申告します。			
氏名			
※	適 ・ 否	【要件】 ・一級建築士、1級建築施工管理技士、 二級建築士（S38以前の登録に限る）：実務合計1年（12か月）以上 ・コンクリート主任技士、 コンクリートに関する技術士・博士・修士：実務不要	

[注 意]

- 1) ※印の欄は記入しないでください。
- 2) 学位又は資格を証する書面の写しを添付してください。